

カジノ（民間賭博場）の設置を推進することを定める「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の再度の廃案を求める会長声明

2016（平成28）年11月9日
千葉県弁護士会 会長 山村 清治

第1 意見の趣旨

カジノ（民間賭博場）の設置を推進することを定める「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の再度の廃案を求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

平成27年4月28日、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（IR議連、通称・カジノ議連）に所属する議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下、「カジノ解禁推進法案」という。）が第189回通常国会に提出された。

同法案は、現行刑法上、賭博罪として禁止されているカジノを合法化し、民間賭博を解禁しようとするもので、先の第187回臨時国会で廃案となった法案にわずかな修正を加え、議員立法として再提出されたものである。

そして、同法案は、数度の継続審議（閉会中審査）に付する議決を経た上で、平成28年9月26日に招集された第192回臨時国会において衆議院内閣委員会に付託され、最近の新聞報道等によれば、本臨時国会において審議入りの可能性が取りざたされている。

2 当会は、平成26年7月23日付の意見書において、第1にカジノによる経済効果が十分検証されておらず経済効果に疑問があること、また、地域経済がカジノ依存体質に陥ることにより、逆に地域経済への弊害が懸念されること、第2に暴力団のカジノへの関与が容易に想定されるにもかかわらず、何ら具体的方策がとられていないこと、第3にカジノ利用に伴いギャンブル依存症と多重債務問題の増加・再燃が懸念されること、第4に合法的賭博が拡大することによって青少年の健全育成への悪影響が必至であること、第5に民間企業が運営するカジノ施設における不正行為の防止や運営に伴う有害な影響の排除につき、その対策が何ら具体的でないこと、といったカジノ解禁推進法案のはらむ問題点及びその具体的対応策の欠如を指摘し、先の第187回臨時国会に提出されたカジノ解禁推進法案について廃案を求めたところである。

3 しかるに、第187回臨時国会で廃案になって以降、上記カジノ解禁推進法案のはらむ問題点に関する調査・研究や検証等が何らなされないまま、再度のカジノ解禁推進法案が提出され、本臨時国会において審議がなされ

ようとしている。

この間、我が国の成人人口の約5%もの人が病的賭博を疑われるという調査結果が公表されるなどしたほか、暴力団等反社会的勢力の関与、ギャンブル依存症の増加と多重債務問題の再燃、犯罪の増加、教育環境や風俗環境の悪化等、カジノ賭博合法化によって当然に予想される問題に対する人々の懸念は解消されず、その結果、各種世論調査においても、カジノ賭博合法化に反対する人々の数は賛成の数を圧倒しており、また、新聞各紙も、カジノ賭博合法化について反対、あるいは、慎重に取り組むべきとの社説を掲げるに至っている。

それにもかかわらず、国会がかかる国民の懸念に背を向けたまま、民間企業による賭博事業の合法化というきわめて重要な事柄について、立法によるメリット・デメリットや政策効果等が不透明なまま安易に立法化されてしまうことは、地域経済への悪影響なども懸念されるなかで、極めて危険な行為であると言わざるを得ない。

なお、今回の法案では、日本に居住する者の入場について、悪影響防止の観点から必要な措置を講ずるとの項目が付け加えられているものの、例えば「ギャンブル依存症」であることを理由に入場規制をすることとして、適切な入場規制措置が現場において実行可能かどうか、極めて疑問である。加えて、仮にこのような入場規制を行ったとしても、カジノの経営が困難になれば、カジノを存続させるため将来的に入場規制が緩和・廃止されることも容易に想像がつく上、「IR方式」を採用する結果、家族で出掛ける先に賭博場が存在することになり、青少年の賭博に対する抵抗感を喪失ないしは低下させたまま成長をさせることになりかねないという根本的な問題は何ら解決されず、青少年や児童らへの悪影響は排除できるものではない。

4 まとめ

以上のとおり、カジノ解禁推進法案は、平成26年に廃案となった先の法案の問題点を何ら解決していない。日本で初めて完全な民間賭博を認めるカジノ解禁推進法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、ギャンブル依存症や多重債務問題の増加、青少年等の健全育成の阻害等の様々な弊害をもたらすことになる。

よって、当会は、カジノ解禁推進法案に強く反対の意見を表明し、意見の趣旨記載のとおり改めてカジノ解禁推進法案の再度の廃案を求めるものである。